

【インドネシア】電子出願への移行について

2019 年 8 月 19 日
ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア知的財産総局は、知的財産権の電子出願サービスに関する政府規則 2016 年第 42 号に基づき、2019 年 8 月 17 日をもって、全ての出願手続きが電子出願に移行され、以後書面による出願は受け付けられない旨の通知を公布した。電子出願サービスを利用するためのアカウント登録等は以下のリンクから行うことができる。

特許：<https://paten.dgip.go.id/site/login>

商標：<https://merek.dgip.go.id/site/login>

意匠：<https://desainindustri.dgip.go.id/site/login>

URL 等

<http://www.dgip.go.id>

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 8 月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。
